

		イ	公募対象公園施設は、新たな機能（サービス又は設備）が快適に利用でき、高い満足度が見込めるか
		ウ	公募対象公園施設は、年間を通じて公園利用者の利便性や快適性の向上に寄与しているか
		エ	公募対象公園施設は、収益確保の施策などにより、事業期間（20年間）安定した経営を見込むことができるか
整備・管理運営計画	5 特定公園施設の	ア	特定公園施設は、要求水準を満たしているか
		イ	特定公園施設は、公園の価値を向上させる施設として整備され、公園利用者の誰もが気軽に利用できるか
		ウ	特定公園施設は、事業期間継続して良好な管理・運営が可能な計画となっているか
		エ	駐車場の混雑緩和や混雑時の対応に関する施策が計画されているか
審査	6 価額	ア	提案された使用料により札幌市の負担が軽減されているか（※）
		イ	公募対象公園施設からの収益が公園施設の更新・補修や魅力向上事業等に還元されているか
		ウ	特定公園施設の整備に係る、札幌市の負担額が抑えられているか（※）

6 公募設置等計画の認定

札幌市は、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。

認定にあたっては、選定委員会での意見等を踏まえ、札幌市と設置等予定者との調整により、必要に応じて、公募設置等計画を一部変更したうえで認定する場合があります。

なお、認定後、関係者等との協議が整わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

7 認定公募設置等計画の変更

公募設置等計画の認定後、各種調査、関係者調整等を実施したうえで、詳細な事業計画を策定した結果、認定公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、設置等予定者は札幌市と協議のうえ、認定公募設置等計画の変更申請を行う必要があります。変更にあたっては、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができます。

8 認定公募設置等計画の取消し

設置等予定者または公募設置等計画について、事業の実施条件等に定める事項の不履行、法令違反または、詐欺その他不正な手段により認定を受けていたと札幌市が認めた場合、認定公募設置等計画及び設置許可の取消しを行うことがあります。その場合、設置等予定者の負担により、公募対象公園施設を撤去し、更地にして返還していただく必要があります。設置等予定者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、札幌市は、設置等予定者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用を設置等予定者へ請求します。

9 協定の締結

札幌市と設置等予定者との間で、以下の協定を締結します。

(1) 基本協定

本事業の一般的事項を定める協定で、令和6年2月4月頃に締結後、原則20年間有効になり